

平成 17 年 2 月 日

あずさ監査法人  
ストック・オプション会計検討グループ

「ストック・オプション等に関する会計基準（案）」に対するコメント

平成 16 年 12 月 28 日付で公表されました「ストック・オプション等に関する会計基準（案）」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

検討グループのメンバーは以下のとおりです。  
斎藤昇、碓井英二、前田啓、倉田知子、古市昭雄

なお、このコメントに関するお問い合わせは、斎藤昇までお願いします。

項	内 容
費用認識の 相手勘定 表示区分	資本とするのが良いと考える。(商法上認められるということを前提としている。)  (理由)  貸方勘定は負債の部と資本の部の間の独立項目として計上することになっているが、IFRS2 号や FAS123 号改定版では資本として取り扱うことになっており、これらと不整合が生じることになる。財務諸表や財務指標の国際的比較可能性の確保の観点から我が国でも同様に資本と取り扱うべきと考える。
未公開会社 の取扱い	A 案と B-1 案の間で支持する意見が分かれ、それぞれに有力な論拠があるように思われたため、いずれかの案に支持を決定することは出来なかった。よって、両論を併記する。なお、B-2 案を推す意見は無かった。  A 案について (支持する意見) <ul style="list-style-type: none"><li>未公開会社は公開会社に比べて相対的にストック・オプションを大量に付与するケースが多く、その多くで自社株式の評価額が行使価格を下回る状態で付与される。そのため未公開会社について公正な評価単価に代えて、単位当たりの本源的価値の見積りによる算定をするのであれば、ストック・オプションが費用認識されないケースがほとんどである。</li></ul> それでは本基準を適用する意義が大きく失われることになると思われる。よって、例外なく公正な評価単価によることとすべ

<p>未公開会社 の取扱い</p>	<p>きと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未公開会社のストック・オプション付与は公開時期が近付いた申請期や直前期に多く行われる。よって、毎期に本源的価値を見直し、損益に反映させる場合（B-1案の場合）、見直す時期は公開直後となるケースが多くなると思われる。</li> </ul> <p>公開直後の株価は市況に大きく左右されやすいため、会社の本来の業績と無関係な追加費用が計上されてしまう可能性がある。よって、未公開会社においても付与日に公正な評価額で測定して費用計上し、その後は公正な評価額を見直さないA案を支持したい。</p> <p>B-1案について (支持する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未公開会社のストック・オプションの行使価格は、付与日の自社株式の評価額よりも高く設定されることが多いが、公開前の資本政策を前提とすれば、株価は右肩上がりを想定して、増資価格を決定するケースが通常である。公開前であっても、自社株式の評価額が行使価格を超えることも考えられるため、その時点で費用計上するB-1案が妥当である。</li> <li>労働のサービス提供という観点からは、公開準備作業で最もサービス提供がなされるのは、公開直前期あるいは申請期である。したがって公開前にストック・オプションを付与されたとしても、労働サービスの提供は、公開準備の進展に応じて増加していくことが通常観察されるため、B-1案を支持しない根拠として列挙されている「費用計上額が労働サービスの提供と対応しない」ということは当たらず、むしろB-1案が最も対応すると考えられる。</li> </ul>
<p>2項</p>	<p>「企業」には、その関係会社が含まれるかどうか不明瞭であるため、明確にしたほうがよい。</p>
<p>2項(14)</p>	<p>「組織された店頭市場」とは、何を想定しているか不明確である。グリーンシートのことを想定しているのか、あるいは別の市場を想定しているのか、明らかにされたい。</p>
<p>8項(2)</p>	<p>「重要な変動」の数値基準を適用指針等で定めることが必要と考える。</p>
<p>13項(2)</p>	<p>どのようにして「信頼性」を判断するのか目安を、適用指針において具体的に示したほうが良い。</p>
<p>15項(1)</p>	<p>財務諸表への影響額を注記するとされているが、これは具体的には何を指すか、明らかにして欲しい。適用初年度のみ注記すれば足りるのか適用初年度のみ注記であるとするれば、初年度分のみの影響額か、それとも全期間にわたる影響額の合計か、を具体的に記載するべきである。</p>
<p>15項(5)</p>	<p>未公開会社の取扱い案でB-1案を取る場合は、公開準備の段階によって適切な本源的価値の算定方法が変わることが予想される為、本源的価値</p>

	の算定方法も注記すべきである。
23 項	<p>以下のような事例は本基準の適用範囲になるのか、適用指針で明確にすべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公開準備の初期段階において、安定株主対策の一環として自社株式オプションを付与するケース</li> <li>2 敵対的買収の対策として、既存株主に大量の自社株式オプションを付与するケース</li> </ol>
27 項	従業員持株会の奨励金は、報酬ではなく福利厚生費として処理されていることが一般的と考えられるので、「報酬として加算される形」という表現は、修正を検討すべきである。
52 項	なお書き以下に、「公開会社のグループ内の未公開会社等においてストック・オプションが付与された場合には、当該公開会社の連結財務諸表上も費用が計上されない可能性があるが、 <b>重要性の問題として</b> 、各企業の判断に委ねることとした」との記載がある。公開草案における未公開会社の取扱いに従って処理をすれば、本源的価値がゼロ以下である場合は、連結財務諸表上も費用が計上されないことになるので、費用計上されないケースが多いと考えられるため、「重要性の問題として各企業の判断に委ねる」という表現は修正を検討すべきである。
53 項	公開直後の会社については、公開後年数を経た会社と取扱いに差異を設けていないが、公開直後の会社に係るストック・オプションの公正な評価額を算出するのは実務上、困難と思われる。
58 項	サービスでの出資は現行商法上認められないので、説明を加筆する必要があると思われる。

以 上